

## 指定検定機関の指定の取消しに関する聴聞についての公示

計量法（平成4年法律第51号）第106条第3項で準用する同法第38条第2号の規定に基づく指定検定機関の指定の取消しについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

### 記

#### 1. 件名

指定検定機関の指定の取消しに関する聴聞

#### 2. 聴聞の期日及び場所

期日：令和8年7月3日（金）午後2時00分

場所：〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1  
経済産業省 別館 10階 1031会議室

#### 3. 事案の内容

株式会社エー・アンド・デイに対する計量法第106条第3項で準用する同法第38条第2号の規定に基づく指定検定機関の指定の取消しについて

#### 4. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先

名称：経済産業省 イノベーション・環境局  
基準認証政策課 計量行政室

所在地：〒100-8901  
東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1

連絡先：03-3501-1511

#### 5. 備考

本聴聞は計量法第162条第2項の規定に基づき公開により行われるため、傍聴希望者は上記までご連絡ください。